

認証評価制度の改善のための細目省令の改正要綱（案）

I. 改正の趣旨

- 認証評価制度については、平成 16 年度より制度化され、各大学（機関）は 7 年以内に 1 度受審することが義務づけられており、平成 23 年度以降は 2 巡目の評価が行われている。
- 現在の認証評価制度に対しては、外形的な基準の法令適合性などの最低基準の確認にとどまっているとの指摘もあり、教育研究活動の状況や教育研究の成果等を重視した評価が求められている。
- また、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会答申）においても、認証評価における学修成果の重視について提言されている。
- このため、学修成果に関する評価を始め、大学教育の質保証等の観点から求められる認証評価制度の改善を図るために必要な省令改正を行うものである。

II. 改正の概要

（1）評価における社会との関係の強化

認証評価機関が、評価の過程において、高等学校、自治体、産業界等の関係者から意見を聴くこととしていること。

（2）評価結果を改善につなげる仕組み

認証評価機関は、認証評価の結果を踏まえた各大学の教育研究活動等の改善状況について、各大学から求めがあった場合には、再度評価を行うこととする。

（3）学修成果及び内部質保証に関する評価

認証評価機関が定める評価基準（以下「大学評価基準」という。）に定めなければならない事項として、学修成果に関することや内部質保証に関することを規定することとする。

（4）評価の質の向上に関する取組

認証評価機関は、認証評価の適格な実施を確保するため、評価の質の向上に向けた取組を継続的に実施することとする。

（5）入学者選抜に関する評価

大学評価基準に定めなければならない事項として、入学者選抜に関することを規定することとする。

(参考1)

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、
大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（案）」

(平成26年10月24日第21回高大接続特別部会資料より該当箇所抜粋)

2. 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた改革の方向性

(3) 大学教育の質的転換の断行

- 認証評価制度についても、教育環境等の外形を中心にした現在の評価方法から、学生の学修成果や各大学における成果把握と転換の取組(内部質保証)といった、成果を重視した評価に改善することが求められる。

3. 改革を実現するための具体策（「高大接続改革実行プラン（仮称）」の策定）

＜高大接続改革の実現に向けた、具体策とスケジュールの骨子＞

- ① 各大学におけるアドミッション・オフィスの強化とアドミッション・ポリシーの明確化に向けた支援等
- 具体的には、以下のような事項についてルール作りを検討し、平成26年度中に可能なものから見直しの方向性を取りまとめ、大学入学者選抜実施要項に段階的に反映させること。
 - ・各大学のアドミッション・ポリシーに求められる観点
 - ・アドミッション・ポリシーに基づいた個別選抜の具体的な方法や、選抜時の評価に活用する資料の種類等
 - ・個別選抜の実施時期
 - ・「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の積極的な活用方法と、応募条件として求める成績の具体的な提示方法
 - ・高等学校生活への影響にも十分配慮した、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の活用方法
 - ・学力の三要素を十分踏まえた、個別選抜における学力評価の在り方
 - ・特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れの方法
 - ・入学者の追跡調査等による、選抜方法の妥当性・信頼性の検証方法なお、大学入学者選抜実施要項の見直しに当たっては、高校生をはじめとした関係者が見通しを持って対応できるよう配慮すること。

(中略)

- 併せて、国は、各大学の取組み状況が社会的に共有され、さらなる改革が促されるよう、認証評価における新たなルールの遵守状況の評価、大学ポートレートなどを通じた情報公開など、大学評価や情報公開の在り方についても検討し、具体策を取りまとめること。

認証評価関機関連法令

○学校教育法（抄）

第110条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

④ 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

⑤ 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

⑥ 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第111条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

② 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第2項及び第3項の規定に適合しなくなったと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによってもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

③ 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

○学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(法第110条第2項各号を適用するに際して必要な細目)

第1条 学校教育法（以下「法」という。）第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）に、それぞれ適合していること。
- 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
- 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
- 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

2 前項に定めるもののほか、法第109条第2項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- 二 教員組織に関すること。
- 三 教育課程に関すること。
- 四 施設及び設備に関すること。
- 五 事務組織に関すること。
- 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- 六 財務に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

3 第1項に定めるもののほか、法第109条第3項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教員組織に関すること。
- 二 教育課程に関すること。
- 三 施設及び設備に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第2条 法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するもの

が認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価にあっては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

四 法第109条第2項の認証評価の業務及び同条第3項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合においては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価の業務及び同条第3項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第3条 法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第6号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項を公表することとしていること。

二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。

三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第109条第3項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第6号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

（法科大学院に係る法第110条第2項各号を適用するに際して必要な細目）

第4条 第1条第1項及び第3項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第18条第1項に規定する法科大学院（次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、第1条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。

ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保に関すること。

ハ 教員組織に関すること。

ニ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。

- ホ 教育課程の編成に関すること。
 - ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。
 - ト 授業の方法に関すること。
 - チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。
 - リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。
 - ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。
 - ル 専門職大学院設置基準第25条第1項に規定する法学既修者の認定に関すること。
 - ヲ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること。
 - ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。
- 二 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第5条第2項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。
- 2 第2条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第2号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。